

トライアルプログラム用IPv4アドレス
割り当て管理業務に関する指定事業者契約書

IPv6普及・高度化推進協議会（以下「推進協議会」という）と*****（以下「*****」という）とは、トライアルプログラム用IPv4アドレスの割り当て管理業務に関し、次のとおり指定事業者契約を締結する。

第1条（目的）

推進協議会は、この契約およびトライアルプログラム用IPv4アドレスの割り当て等に関する規則：（トライアルプログラム用IPv4アドレスリース条項）（以下「規則」という）の定めるところにより*****に対して、トライアルプログラム用IPv4アドレスの割り当て管理業務（以下「業務」という）を委託し、*****は、この契約および規則の全ての事項に同意して、これを受託する。

- 2 *****は、業務を遂行するにあたり、
 - （1）トライアルプログラム用IPv4アドレスの利用目的を尊重し、
 - （2）独立の事業者としての責任において誠意をもってこれを遂行するものとし、
 - （3）かつ、業務に関する推進協議会の指示を遵守するものとする。

第2条（前提条件）

*****は、この契約および規則に基づいて割り振られるトライアルプログラム用IPv4アドレスに関する下記各号を含む実験計画書を作成して推進協議会に提出する。

- （1）IPv6の普及促進の実験目的
 - （2）最初の割り振りから6か月以内における/16のアドレス空間の割り当て計画
 - （3）実験終了時のIPv6移行計画
- 2 推進協議会は、*****に対して実験計画の進捗状況の報告を求め、必要がある場合には、その変更を求めることができる。

第3条（届け出）

*****は、その名称、略称、代表者、連絡担当者その他推進協議会が必要とする事項を、推進協議会に届け出るものとする。その変更があった場合も同様とする。

第4条（報告）

*****は、割り当ての実施に関して推進協議会が必要とする報告を定期または随時行わなければならない。この報告の内容および形式は、推進協議会が定める。

第5条（割り当て対象者に対する告知義務）

****は、割り当てを行う割り当て対象者に対して、以下の各号の事項を書面により告知しなければならない。ただし、****が自己を割り当て対象者として割り当てを行う場合はこの限りでない。

- （1）トライアルプログラム用IPv4アドレスを利用した各種機器（以下「各種機器」という）は、2006年1月1日以降使用できなくなることがあること
- （2）各種機器について、インターネットの利用を保証するものではないこと
- （3）各種機器の利用によって割り当て対象者に生じた損害に関して規則に責任制限条項が存在すること
- （4）その他推進協議会が定める事項

第6条（割り当て対象者との関係）

****は、規則およびこれに関して推進協議会が定める所定事項に反しない範囲において、割り当て対象者に対するトライアルプログラム用IPv4アドレスの割り当て等の条件を定めることができる。

- 2 前項の定めに関する一切の責任は****が負担するものとし、****は規則第19条の実効性確保のために必要なすべての措置をとらなければならない。

第7条（免責）

****は、この契約または規則に違反したことにより、割り当て対象者その他の第三者から損害賠償請求その他訴訟が申し立てられ、かかる申し立てに関連して推進協議会、トライアルプログラム用IPv4アドレスの管理が損害を蒙った場合、****は合理的な弁護士費用を含むその損害を賠償するものとする。

第8条（手数料・維持料の支払い）

規則第32条により手数料・維持料等が定められた場合、****は、その定めるところによりこれを支払わなければならない。

第9条（権利・義務の譲渡の禁止）

****は、この契約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、推進協議会の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 推進協議会は、その裁量により、トライアルプログラム用IPv4アドレスの割り当て・割り振りに関する業務の全部または一部を第三者に移管することができるものとし、****は、その移管について法定の手続きを省略することに同意する。ただし、推進協議会は、移管の30日前までに移管先・移管日その他必要な事項を通知する。

第10条（秘密の保持）

****は、業務の遂行により知った推進協議会および割り当て対象者の秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、規則の定めにより公開される事項についてはこの限りではない。

- 2 推進協議会は、割り振り申請および割り当て申請において****から開示された****および割り当て対象者の秘密を第三者に漏洩・開示しない。ただし、前項ただし書きの場合および規則第3条第1項所定の事由がある場合にはこの限りではない。
- 3 前各項の定めは、この契約終了時において、推進協議会、****または前項所定の割り当て対象者から秘密として指定された事項については、この契約終了後もなおその効力を有する。

第11条（規則等の変更）

規則または所定事項が変更された場合、****は、変更された内容に基づいて、業務を遂行する。

第12条（契約終了の場合の処理）

この契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合、****は、規則に定める処理を行うとともに、推進協議会の指示により、業務について現務の結了をし、かつ、推進協議会が指定する者に対して業務の移転（データベース情報の移転を含む）を行う。

- 2 前項の業務の移転をする場合、****は、推進協議会および移転先に対して、移転に関する一切の補償を請求することができない。

第13条（契約期間）

この契約の有効期間は、この契約の効力発生の日から2005年12月31日までとし、一切の更新を行わないものとする。

第14条（解約）

前条の定めにかかわらず、****は、1か月前の書面による予告をもってこの契約を解約することができる。

第15条（解除）

****が下記各号のいずれか一に該当する場合、推進協議会はこの契約を解除することができる。ただし、****に対する損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 規則に定める指定事業者資格を喪失したとき
- (2) 業務の遂行にあたり、この契約または規則またはこれに関して推進協議会が定め

る所定事項に違反し、推進協議会が定める相当な期間をもった是正の催告にもかかわらず、その是正を行わないとき

(3) 業務を遂行することが著しく困難と認められるとき

(4) 第8条の手数料・維持料または費用の支払いを怠ったとき

(5) 資産、営業、信用等に重大な変更が生じ業務の遂行が困難と認められるとき

2 推進協議会がこの契約に違反した場合、****は、この契約を解除することができる。

第16条（協議）

この契約に定めのない事項および解釈に疑義のある事項については、推進協議会および****が誠意をもって協議し解決するものとする。ただし、規則または関連文書に定めがある場合には、その定めが優先的効力を有する。

第17条（効力発生日）

この契約は、****年**月**日にその効力を生ずる。

上記契約成立の証としてこの契約書2通を作成し、推進協議会および****が記名捺印のうえ、各その1通を保有する。

2002年 月 日

（推進協議会）

IPv6普及・高度化推進協議会

専務理事 江崎 浩

（****）

（企業名）

（代表者氏名）